

埼玉県協定締結医療機関施設・設備整備事業実施要綱

令和 7 年 10 月 22 日

保健医療部長決裁

1. 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下「法」という。）に基づき、県と法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定（以下「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

2. 事業の実施主体

法第 36 条の 3 の規定に基づき、県と協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者とする。

3. 事業内容

（1）法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業

①施設整備事業

ア. 病室の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等

イ. 病棟等の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置
- ・病棟入り口の扉の設置
- ・病棟のゾーニングを行うための改修 等

ウ. 個人防護具保管施設の整備

- ・個人防護具保管庫の設置
- ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

②設備整備事業

ア. 簡易陰圧装置

- イ. 検査機器（PCR検査装置及び等温遺伝子増幅装置）
- ウ. 簡易ベッド

（２）法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業

①施設整備事業

- ア. 個人防護具保管施設の整備
 - ・個人防護具保管庫の設置
 - ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

②設備整備事業

- ア. 検査機器（PCR検査装置及び等温遺伝子増幅装置）
- イ. 簡易ベッド
- ウ. HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

（３）法第36条の2第1項第3号の規定に基づく「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所、薬局、訪問看護事業所が実施する施設整備事業
施設整備事業

- 個人防護具保管施設の整備
 - ・個人防護具保管庫の設置
 - ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

4. 留意事項

- （１）2の実施主体となり、「埼玉県協定締結医療機関施設整備事業費補助金交付要綱」及び「埼玉県協定締結医療機関設備整備事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱等」という。）により補助を受けようとする者は、補助を受けようとする年度の3月31日までに協定を締結すること。
- （２）3（１）①アについては、新興感染症患者の受入れを行うために確保する病室の整備に限る。
- （３）3（１）②アについては、原則として新興感染症患者の受入れを行うために確保する病室に整備するものに限る。ただし、新興感染症患者の受入れを行うために整備する必要があると認められるものはこの限りではない。
- （４）この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、交付要綱等に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附 則

この要綱は令和 6 年 8 月 2 3 日から施行する。なお、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 7 年 1 0 月 2 2 日から施行する。なお、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。